

議会基本条例（自由討議の抜粋）

（前文）

議会及び議員は、積極的な情報公開を通じて市民への説明責任を果たし、市民参加による多様な意見を聴いた上で、公平、公正かつ透明な議会運営の下、議員間の自由闊達な討議を通じて論点を明らかにすることにより政策立案や政策提言を行っていかなければならない。

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

（中 略）

(5) 議員間の自由な討議の場を設けるよう努めること。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

（議員間の自由討議）

第13条 議会は、議会が議員による討論の場であることを認識し、議員間の自由な討議に努めなければならない。

2 議会は、本会議において議案を審議し、及び委員会において議案を審査する場合は、合意形成に向けて議員間で議論を尽くすよう努めなければならない。

（委員会の活動）

第15条 議会は、委員会の運営に当たり、資料等を積極的に公開し、市民に分りやすい議論を行うよう努めるものとする。

（中 略）

6 委員長は、議員間の自由な討議による合意形成に努め、委員長報告に当たっては、審議過程における論点、争点等を明確にするよう努めるものとする。